

毎週火、金曜日発行（休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇ 告 示
 - 土地改良事業計画書の縦覧
 - 土地改良区役員の変更及び就任
 - 肥料生産登録の失効
 - 医療機関の指定
 - 指定医療機関の廃止
 - 療養取扱機関の申出受理等
 - 国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録
 - 肥料生産登録有効期間の更新
- ◇ 選 管 告 示
 - 政党、協会その他の団体の解散の際における收支報告書の公表
 - 政党、協会その他の団体の收支報告書の公表
- ◇ 教 委 告 示
 - 臨時教育委員会の招集
- ◇ 公 告
 - クリーニング師試験の施行

告 示

鳥取県告示第四百四十五号

昭和三十四年七月十日付で三朝土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする農道事業は、審査の結果、その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十四年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十四年八月二十一日から同年九月九日までの二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡三朝町大字三朝字塚田
三朝土地改良区事務所

鳥取県告示第四百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八

条第十項の規定により、卯垣土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十四年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

就任した役員の名及び住所

理事	馬淵 秋男	鳥取市卯垣
"	小林 義雄	"
"	馬淵 金治	"
"	馬淵 光義	"
"	八田 善作	大 枝
監事	小林 寿雄	卯 垣
"	馬淵 哲太郎	"

昭和三十四年四月二日申請人において選任の結果四月九日就任、任期第一回総会まで退任した役員の名及び住所

理事	馬淵 秋男	鳥取市卯垣
"	小林 義雄	"
"	馬淵 金治	"
"	馬淵 光義	"
"	八田 善作	大 枝
監事	小林 寿雄	卯 垣
"	馬淵 哲太郎	"

就任した役員の名及び住所

"	馬淵 光義	"
"	八田 善作	大 枝
監事	小林 寿雄	卯 垣
"	馬淵 哲太郎	"

就任した役員の名及び住所

理事	馬淵 秋男	鳥取市卯垣
"	小林 義雄	"
"	馬淵 金治	"
"	馬淵 光義	"
"	八田 善作	鳥取市大枝
監事	小林 寿雄	卯 垣
"	馬淵 哲太郎	"

昭和三十四年五月二十四日第一回総会において総選挙の結果当選し、五月三十一日就任、任期二年

鳥取県告示第四百四十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定にもとづき、次の肥料の登録は失効した。

昭和三十四年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

肥料の名称

保証成分量(パーセント)
窒素全量 りん酸全量 加里全量

生産業者の住所氏名

鳥取県第五三三号	四、五なたね油かす	四・五 二・〇 一・〇	東伯郡三朝町三徳農業協同組合
"第七二二号	四、五なたね油かす	四・五 二・〇 一・〇	鳥取市西今在家一九八 田 中 操

鳥取県告示第四百四十八号

昭和三十四年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和三十四年二月一日	俵齒科医院	鳥取市片原一丁目三	齒科	俵 繁藏
" 五月一日	鳥取生協病院 附属鹿野診療所	鳥取市片原一丁目三 気高郡鹿野町鹿野 一、〇〇二	内科、小児科、 婦人科	組合長 山崎 季治
" 七月二十五日	朝倉齒科医院	米子市角盤町一丁目九七	齒科	朝倉 重美

鳥取県告示第四百四十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一

号)第十四条の規定により指定医療機関から次のとおり
廃止の届出があつた。

名 称 所 在 地 診療科名
俵歯科医院 岩美郡岩美町岩井 歯科

昭和三十四年八月二十一日 鳥取県知事 石 破 二 朗
昭和三十三年十二月二十八日 所在地移転のため
廃止年月日 事 由

鳥取県告示第四百五十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第
三十七条第三項の規定により同条第一項の療養取扱機関
の申出の受理があつたとみなされるもの及び同条第五

項により当該療養取扱機関の開設者が申し出た都道府県
は次のとおりである。
昭和三十四年八月二十一日

療養取扱機関名 所 在 地 同上受理年月日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第三十七条第五項
の規定によるその
他の都道府県名 同上受理年月日

大山町国民健康保険 西伯郡大山町所子 昭和三十四年四月一日

全都道府県 昭和三十四年四月一日

所子診療所 五八九

鳥取生協病院 気高郡鹿野町大字鹿野

五月一日

附属鹿野診療所 一〇〇二

中島医院 米子市道笑町二丁目

鳥根県

昭和三十四年五月一日

福生診療所 九七

上福原一九二

東京都

昭和三十四年七月二十五日

小松内科 鳥取市今町一丁目七四

六月一日 兵庫県、岡山県 昭和三十四年六月九日

三代歯科医院 東伯郡北条町

米子市彦名町四二三

全都道府県 昭和三十四年六月一日

東薬局

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第
三十八条に規定する国民健康保険医及び国民健康保険薬
劑師として、同法第三十九条第三項の規定により登録を
うけたとみなされるものは、次のとおりである。
昭和三十四年八月二十一日

鳥取県告示第四百五十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二
条の規定により登録の有効期間を更新した肥料は、次の
とおりである。
昭和三十四年八月二十一日

記 登 録 氏 名 登録年月日

鳥国医 六一四 藤田八太郎

昭和三十四年
四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

六一五 上平 用

五月六日

六一六 森脇 司良

五月十六日

六一七 楠田 誠

六月十六日

昭和三十四年八月二十一日

登録番号

肥料の名称

保証成分量 (パーセント)

窒素全量 全りん酸 加里全量

生産者の住所氏名

鳥取県第八号	五、五なたね油かす	五・五	二・〇	一・〇	気高郡気高町宿三七	堀尾 英顕
第一四号	五、一なたね油かす	五・一	二・二	一・〇	日町郡根雨町濁谷四〇二	谷内 関寿
第一九号	五、三なたね油かす粉末	五・三	二・〇	一・〇	米子市角盤町三丁目三〇	松本 広雄
第三一号	五、三なたね油かす	五・三	二・三	一・三	東伯郡北条町弓原三一七	岩也 栄
第五二号	五、三なたね油かす	五・三	二・三	一・三	赤碓町光二七五	豊嶋 順一
第五五号	五、三なたね油かす	五・三	二・三	一・三	中山町樋口一	木村 一男
第九六号	四、五なたね油かす	四・五	二・〇	一・〇	八頭郡河原町天神原二五六の一	坂本 春美
第一一五号	五、三なたね油かす	五・三	二・三	一・三	西伯郡大山町上万一、一二五	諸遊 康英

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定により、次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の

報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十四年八月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正雄

政党、協会その他の団体の収支に関する

報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書
二 期間 昭和三十四年一月一日から六月三十日まで（真政同志会）

昭和三十四年七月一日から七月二十九日まで（直道会）
三 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出	報告書受理年月日
	数	件	数	件	数	件		数	件		
真政同志会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三四、七、二二
直道会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三四、七、三〇

四 主たる寄附者及び支出
（一）寄附者 該当なし
（二）支出 該当なし

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党、協会その他の団体又はその支部の収支に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十四年八月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正雄
政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書
二 期間 昭和三十四年一月一日から六月三十日まで
三 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は収入附の総額	一件千円以上の寄附総額	一件五百円以上の寄附総額	支出の総額	一件千円以上の支出総額	一件五百円以上の支出総額	報告書受理年月日
直道会	1	1	1	1	1	1	昭和三四、七、七
全日本自由労働組合鳥取県支部	1	1	1	1	1	1	七、一〇
鳥取県徳安後援会	1	1	1	1	1	1	七、一五
鳥取県労働組合協議会	1	1	1	1	1	1	七、二〇
民有林振興協会鳥取県支部	1	1	1	1	1	1	七、一六
全日本農民組合鳥取県連合会	1	1	1	1	1	1	七、一七
鳥取県自由党青年部地区支部	1	1	1	1	1	1	七、二一
溝口町同志会	1	1	1	1	1	1	七、三〇
鳥取農政同志会	1	1	1	1	1	1	七、三〇
自由民主党鳥取支部連合会	1	1	1	1	1	1	七、三〇
日本社会党鳥取県連鳥取支部	1	1	1	1	1	1	七、三〇
鳥取県会自由民主党	1	1	1	1	1	1	七、三〇
日本共産党旧西部地区委員会	1	1	1	1	1	1	七、三〇
日本国有鉄道機関車労働組合	1	1	1	1	1	1	七、三〇
東部徳安後援会	1	1	1	1	1	1	七、三〇

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十五号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年八月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

一日時 昭和三十四年八月二十七日午前九時

二場所 東伯郡東郷町松崎 松の家旅館

三議題 条例に対する意見について

1 鳥取県社会教育委員に関する条例等の一部を改正する条例

2 県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例

3 鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部を改正する条例

4 県立学校入学選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例

公告

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七條の規定に基づくクリーニング師試験を次のとおり施行する。

昭和三十四年八月二十一日

鳥取県知事 石破 二朗

一 試験の日時

学科試験

昭和三十四年九月十七日午前八時三十分から午前十一時三十分まで

実地試験

昭和三十四年九月十七日午後一時から

二 試験の場所

学科試験

鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所

実地試験

鳥取市藪片原町 明日屋クリーニング店

三 受験資格

旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を終了した者
旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終つた者

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十条七条に規定する者又は厚生大臣がこれらの者と同等以上の学力があると認めたる者

四 試験科目

- 1 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 3 洗たく物の処理に関する知識及び技能
- 5 受験願書の提出期間

昭和三十四年九月一日から昭和三十四年九月十日まで。ただし、郵送の場合は九月十日付の消印のあるものは有効とする。

六 提出書類及び試験手数料

- 1 クリーニング師試験受験願（別記様式による。）

2 試験手数料五百円（鳥取県収入証紙を受験願にはりつけること。ただし、鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取県厚生労働部衛生課（鳥取市東町二丁目二二〇番地）あて現金書出又は郵便為替で送付すること。）

七 受験願の提出先

1 鳥取県に住所を有する者は、その住所を管轄する保健所に受験願を提出すること。

2 鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、直接鳥取県厚生労働部衛生課あて受験願を提出すること。

八 その他

1 受験願を受理したときは、直接本人あて受験許可を通知し、受験票を送付する。

2 受験者は、実地試験用として、ワイシャツ及びズボン各一枚を各自携帯すること。

別記

クリーニング師試験受験願

本籍

住所（だれだれ方まで記入すること。）

氏名（ふりがなをつける）

年 月 日生

今回施行されるクリーニング師試験を受けたので関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

氏名

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

（添付書類）

一 履歴書

二写 真（手札型で出願前六月以内に正面脱帽で撮影したもので、裏面に氏名生年月日を記入すること。）

三 受験資格を有することの証明書